

ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(輸送に関する協定)

第十八条 鉄道運送事業者は、他の運送事業者と連絡運輸若しくは直通運輸又は運賃に関する協定その他の運輸に関する協定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(輸送の安全性の向上)

第十八条の二 鉄道事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(安全管理規程等)

第十八条の三 鉄道事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するため

に鉄道事業者が遵守すべき次に掲げる事項(第一種鉄道事業者にあっては、第五号に係るもの)を除く)に關し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方針に関する事項

四 安全統括管理者(鉄道事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をい

う。以下同じ。)の選任に関する事項

五 運転管理者(鉄道運送事業者が、第一号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、列車の運行の管理、運転士及び車掌の資質の保持その他の運転に関するものを行わせるため、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他他の国土交通省令で定める要件を備える者

うちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

六 國土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該鉄道事業者

に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第十九条 鉄道事業者は、安全統括管理者(第三種鉄道事業者にあっては、安全統括管理者)を選任しなければならない。安全統括管理者又は運転管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(輸送の安全の確保に関する意見)

6 鉄道事業者は、輸送の安全の確保に関する意見を専門的知識を有する者(以下「専門家」という。)を作成し、これを公表しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運転管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全管理統括管理者又は運転管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、鉄道事業者に對し、当該安全管理統括管理者又は運転管理者(事故等の報告)

7 鉄道事業者は、列車の衝突若しくは火災その他の列車若しくは車両の運転中における事故、鉄道による輸送に障害を生じた事態、鉄道に係る電気事故又は鉄道に係る災害であつて国土交通省令で定めるものが発生したときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十九条の二 鉄道事業者は、前条に定めるものほか、同条の国土交通省令で定める列車又は車両の運転中における事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めたときは、遅滞なく、事態の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣による輸送の安全に關わる情報

8 損失の補償をすべき旨を定める裁定において費用に相当する額を貸借対照表の資産の部に計上した場合における会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百六十一條第二項の規定の適用については、同項中の「合計額を減じて得た」とあるのは、「及び鉄道事業法第二十条第二項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額を減じて得た」とする。

9 第五項の裁定のうち補償金の額について不服を定めなければならない。

10 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

11 第五項の裁定についての審査請求においては、補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

12 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

13 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

14 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

15 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

16 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

17 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

18 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

19 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

20 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

21 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

22 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

23 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

24 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

25 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

26 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

27 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

28 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

29 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

30 第五項の裁定についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

講じようとする措置その他の非常事態が発生した場所に供する情報の記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成し、これを公表しなければならない。

二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合における道路運送車両(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。)の置場、土石の捨場、作業場又は索道の設置

3 鉄道事業者は、前項の規定により立ち入り、又は使用しようとするときは、やむを得ない理由がある場合を除き、土地の占有者にその旨を通知しなければならない。

4 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

5 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

6 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

7 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

8 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

9 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

10 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

11 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

12 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

13 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

14 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

15 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

16 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

17 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

18 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

19 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

20 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

21 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

22 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

23 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

24 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

25 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

26 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

27 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

28 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

29 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

30 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

31 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

32 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

33 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

34 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

35 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

36 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

37 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

38 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

39 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

3 國土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、當該鉄道事業者を選任に関する事項

4 國土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、當該鉄道事業者を選任に関する事項

5 國土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、當該鉄道事業者を選任に関する事項

6 國土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、當該鉄道事業者を選任に関する事項

7 國土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、當該鉄道事業者を選任に関する事項

8 國土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、當該鉄道事業者を選任に関する事項

9 國土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、當該鉄道事業者を選任に関する事項

10 國土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、當該鉄道事業者を選任に関する事項

<p>2 前項の休止の期間は、一年を超えてはならない。 (事業の廃止)</p> <p>第二十八条の二 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするとき（当該廃止が貨物運送に係るものである場合を除く。）は、廃止の日の一年前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 国土交通大臣は、鉄道事業者が前項の届出に係る廃止を行つた場合における公衆の利便の確保に關し、国土交通省令で定めるところにより、関係地方公共団体及び利害關係人の意見を聴取するものとする。</p> <p>3 國土交通大臣は、前項の規定による意見聴取の結果、第項の届出に係る廃止の日より前に当該廃止を行つたとしても公衆の利便を阻害するそれがないと認めるときは、その旨を当該鐵道事業者に通知するものとする。</p> <p>4 鉄道事業者は、前項の通知を受けたときは、第一項の届出に係る廃止の日を繰り上げることができる。</p> <p>5 鉄道事業者は、前項の規定により廃止の日を繰り上げるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>6 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするとき（当該廃止が貨物運送に係るものである場合に限る。）は、廃止の日の六月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、廃止の日の三月前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>（法人の解散）</p> <p>第二十九条 鉄道事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 国土交通大臣は、当該法人の解散の決議又は総社員の同意によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、前項の認可をしなければならない。</p> <p>（事業の停止及び許可の取消し）</p> <p>第三十条 国土交通大臣は、鉄道事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。</p>	<p>2 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないものであること。</p> <p>第三十六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>四 第八条第一項の規定による申請につき却下の処分を受けたとき。</p> <p>五 第一種鉄道事業者にあつては、当該鉄道事業に係る鉄道線路の譲受の相手方である第三種鉄道事業者について、当該鉄道線路に係る鉄道事業に係る鉄道線路の使用を許諾した者である第一種鉄道事業者又は第三種鉄道事業者について、当該鉄道線路に係る路線について許可の取消し又は事業の廃止があつたとき。</p> <p>六 第二種鉄道事業者にあつては、当該鉄道事業に係る鉄道線路の譲渡の相手方である第一種鉄道事業者について、又は当該鉄道線路を使用する第二種鉄道事業者のすべてについて、当該鉄道線路に係る路線について許可の取消し又は事業の廃止があつたとき。</p> <p>七 第三种鉄道事業者にあつては、当該鉄道事業に係る鉄道線路の譲渡の相手方である第一種鉄道事業者について、又は当該鉄道線路を使用する第二種鉄道事業者のすべてについて、当該鉄道線路に係る路線について許可の取消し又は事業の廃止があつたとき。</p> <p>第三十三条 削除</p> <p>第三章 索道事業</p> <p>（許可）</p> <p>第三十二条 索道事業を經營しようとする者は、索道ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める索道については、この限りでない。</p> <p>第三十三条 削除</p> <p>第三章 索道事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 予定する区間</p> <p>二 国土交通省令で定める索道の種類</p> <p>三 国土交通省令で定める索道施設に関する工事計画（工事を必要としない場合にあつては、索道施設の構造。次条において同じ。）</p> <p>前項の申請書には、索道施設の設置の場所を示す図面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>（許可基準）</p> <p>第三十四条 国土交通大臣は、索道事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。</p> <p>一 工事計画が第三十五条の国土交通省令で定める技術上の基準に適合していることを確認し、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>（准用規定）</p> <p>第三十五条 第六条、第九条、第十二条、第十八条から第十九条の四まで、第二十三条（第一項第二号及び第四号に係る部分を除く。）、第二十一条、第二十五条、第二十六条第一項から第四项まで及び第三十七条第一項から第五十三条まで</p> <p>第四十条 削除</p> <p>第五章 削除</p> <p>第四十一条から第五十三条まで 削除</p> <p>第六章 雜則</p> <p>（許可等の条件）</p> <p>第五十四条 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。</p> <p>2 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第五十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定める</p>
---	---

二 その事業を自ら安全かつ適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

（索道施設の検査）

第三十四条の二 索道事業の許可を受けた者（以下「索道事業者」という。）は、索道施設について、運輸の開始前に、国土交通省令で定める規程（第一種鉄道事業者にあつては、「第三十四条の二第一項」と、第二種鉄道事業者にあつては、「第三十五条の国土交通省令で定める技術上の基準」と、第十二条第一項中「第十条第一項又は前条第一項」とあるのは、「第三十四条の二第一項」と、第十二条第三項中「完成したときは、第一種鉄道事業者又は第三種鉄道事業者について、当該鉄道事業に係る鉄道線路の譲受の相手方である第三種鉄道事業者について、当該鉄道線路の譲渡の相手方である第一種鉄道事業者又は第三種鉄道事業者について、当該鉄道線路を使用する第二種鉄道事業者のすべてについて、当該鉄道線路に係る路線について許可の取消し又は事業の廃止があつたとき。）、国土交通大臣は、前項の検査の結果、当該索道施設が、工事計画に合致し、かつ、次条の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するところにより、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する場合は、同条の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するとき（工事を必要としない場合にあっては、この限りでない。）、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するとき（工事を必要としない場合にあっては、この限りでない。）は、これを合格としに適合すると認めるとき）は、これを合格としなければならない。

（索道施設に関する技術上の基準）

第三十五条 索道事業者は、国土交通省令で定める技術上の基準に従い、索道施設を維持し、及び管理しなければならない。

第三十六条 索道事業者は、旅客の運賃（国土交通省令で定める種類の索道に係るもの）を除く。）又は貨物の運賃若しくは料金」とあるのは「旅客の運賃（第三十六条の国土交通省令で定める種類の索道に係るもの）を除く。」と、第二十六条第三項及び第二十七条第三項中「第五条第一項」とあるのは「第三十四条」と読み替えるものとする。

四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第四項において準用する第八条第二項中「事業基本計画及び鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第一条の国土交通省令で定める規程」とあり、並びに第十二条第四項において準用する第十条第二項中「鉄道営業法第一条の国土交通省令で定める規程」とあるのは「第三十五条の国土交通省令で定める技術上の基準」と、第十二条第一項中「第十条第一項又は前条第一項」とあるのは「第三十四条の二第一項」と、第十二条第三項中「完成したときは、第一種鉄道事業者又は第三種鉄道事業者について、当該鉄道線路の譲受の相手方である第三種鉄道事業者について、当該鉄道線路の譲渡の相手方である第一種鉄道事業者又は第三種鉄道事業者について、当該鉄道線路を使用する第二種鉄道事業者のすべてについて、当該鉄道線路に係る路線について許可の取消し又は事業の廃止があつたとき。）、国土交通大臣は、前項の検査の結果、当該索道施設が、工事計画に合致し、かつ、次条の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するところにより、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する場合は、同条の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するとき（工事を必要としない場合にあっては、この限りでない。）、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するとき（工事を必要としない場合にあっては、この限りでない。）は、これを合格としに適合すると認めるとき）は、これを合格としなければならない。

（索道施設に関する技術上の基準）

第三十五条 索道事業者は、国土交通省令で定める技術上の基準に従い、索道施設を維持し、及び管理しなければならない。

第三十六条 索道事業者は、旅客の運賃（国土交通省令で定める種類の索道に係るもの）を除く。）又は貨物の運賃若しくは料金」とあるのは「旅客の運賃（第三十六条の国土交通省令で定める種類の索道に係るもの）を除く。」と、第二十六条第三項及び第二十七条第三項中「第五条第一項」とあるのは「第三十四条」と読み替えるものとする。

第十五条第一項の認可並びに第二条第一項の規定による第二種鉄道事業の免許、第十六条第一項の認可並びに同条第三項及び第四項の規定による届出があつたものとみなす。

第六項から前項までの規定は、この法律の施行の際現に専ら車両を借り受けて運行している地方鉄道業者であつて運輸大臣が定めるもの及び当該地方鉄道業者に車両を貸し付けている者について準用する。

第四条 旧法又は旧法に基づく命令によりした处分、手続その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、前条に規定するものを除き、運輸省令で定めるところにより、この法律によりしたものとみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成五年一月二日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会等がされた不利益処分に関する経過措置

その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条规定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

政令への委任)
十五条 附則第
のほか、この法
直は、政令で定
附 則 (平
七号) 抄

(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成六年一月一日法律第九号)
七号 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 から三まで 略
四 第二十七条から第三十条まで及び第三十一
条から第三十五条までの規定並びに附則第十二
条から第十九条まで、第二十四条及び第一
十五条の規定 公布の日から起算して六月を
超えない範囲内において政令で定める日
(鉄道事業法の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 第三十条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の鉄道事業法(以下この条において「旧鉄道事業法」という)第十六条第三項第一項の規定により認可を受けている運賃及び料金であつて、第三十条の規定による改正後の鉄道事業法(以下この条において「新鉄道事業法」という)第十六条第三項に規定する料金又は同条第四項第一号若しくは第二号に規定する割引若しくは割増しが行われた運賃及び料金に該当するものは、それぞれ同条第三項又は第四項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。
2 第三十条の規定の施行の際現にされている旧鉄道事業法第十六条第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であつて、新鉄道事業法第十六条第三項に規定する料金に係るもの又は同条第四項第一号若しくは第二号に規定する割引若しくは割増しが行増しに相当する割引若しくは割増しに係るものは、それぞれ同条第三項又は第四項の規定によりした届出とみなす。
3 第三十条の規定の施行前に旧鉄道事業法第十六条第三項の規定によりした届出であつて、新鉄道事業法第十六条第三項に規定する料金に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。の例による。
4 第三十条の規定の施行の際現に旧鉄道事業法第三十七条第二項の規定による検査の申請がされている索道施設については、新鉄道事業法第三十七条第二項の規定にかかるらず、なお從前

6 定查士法 5

2 す三りでび

この法律の施行の際現にされている旧法第十一条第一項の運賃及び料金の認可の申請は、運省令で定めるところにより、同条第一項の規定による認可を受けた運賃及び料金の上限又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。この法律の施行前に旧法第二十八条第一項の規定によりした認可の申請又は同条第三項の規定によりした届出とみなす。

この法律の施行前に旧法第二十八条第一項の規定によりされた申請に係る事業の休止又は廃止については、なお従前の例による。

第三条に規定するもののはか、旧法又は法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新法中相當する規定があるものは、輸省令で定めるところにより、新法によりしたものとみなす。

(訓則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為及び附則第七条の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

この法律は、平成十二年四月一日から施する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

施行期日

条 この法律は、平成十二年四月一日から施する。(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る)、第四十条中「自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る)」、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く)並びに附則第七条、第十条、第

十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二一条の規定 公布の日
(国等の事務)

の法律に規定するもののはか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する(国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六百六十一條において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律

又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に

改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「上記の行為」といふ。）又は二つ云ひの並行

「处分等の行為」といふことはこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされてゐる許可等の申請その他の行為（以下こ

の条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるも

は、附則第二条から前条までの規定又は改正の後、それぞれの法律（これに基づく命令を含

む。の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の

それぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれ、その法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければな

らない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めのない限り、この法律の施行の日から適用する。

てこれは基づく政令は別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に

対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていなきものとみなして、この法津による改正後の

（不服申立てに関する経過措置）
それぞれの法律の規定を適用する。

第一百六十一條 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下

この条において、「処分序」という。)に施行日
前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以
下この条において「上級行政庁」という。)が
めめたものについての同法による不服申立てに
ついては、施行日以後においても、当該処分序
に引き続き上級行政庁があるものとみなして、
行政不服審査法の規定を適用する。この場合に
おいて、当該処分序の上級行政庁とみなされる
行政庁は、施行日前に当該処分序の上級行政庁
であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされ
る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、
当該機関が行政不服審査法の規定により処理す
ることとされる事務は、新地方自治法第二条第
九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす
る。

手数料に関する経過措置)

五百二十二条 施行日前においてこの法律による
改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を
召む。)の規定により納付すべきであつた手数
料については、この法律及びこれに基づく政令
に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例
による。

(検討)

五百十三条 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に
關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

その他の経過措置の政令への委任)

五百十四条 この附則に規定するもののはか、
この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に
關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

新地方自治法第二条第九項第一号
に規定する第一号法定受託事務については、で
きる限り新たに設けることのないようになると
ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及
び新地方自治法に基づく政令に示すものについ
ては、地方分権を推進する観点から検討を加
え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

五百十五条 政府は、地方公共団体が事務及
び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、
国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税
財源の充実確保の方途について、経済情勢の推
移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて
必要な措置を講ずるものとする。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(施行期日)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお從前の例による。
一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (平成一年一二月一二日法律第一六〇号)
抄
(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第一項の各号に掲げる規定は、前項の各号に定める日から施行する。

及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日

（施行期日） 一號抄 附 貝 三月三日 江西督辦

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律
（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一三年四月二五日法律第二三
四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。
附 則 (平成一四年五月二九日法律第四
五号) 沙

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えては適用しない。

附 則
(平成一四年六月一九日法律第七
えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

（施行期日）抄
七号
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

第一号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の鉄道事業法(以下「旧鉄道事業法」という。)附則第七条第三項の規定によりされた申請に係る鉄道事業の休止又は廃止については、なお従前の例による。

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、施行日前に旧鉄道事業法、旧貨物取扱法若しくは旧貨物自動車法又はこれらの法律に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、第一条の規定による改正後の鉄道事業法、新貨物利用運送法又は新貨物自動車法中相当する規定があるものは、それぞれこれらの法律によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成一四年一二月一八日法律第
一八〇号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

**附 則 (平成一五年六月一八日法律第九
六号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。
(鉄道事業法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第九条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の鉄道事業法(以下この条において「旧鉄道事業法」という。)第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第三項(旧鉄道事業法第三十八条において準用する場合を含む。第三項において同じ。)又は第三十四条の二第一項の規定による検査の申請であつて、第九条の規定の施行の際、合格又は不合格の处分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

**第九条の規定の施行の際に旧鉄道事業法第
四十二条第一項の指定を受けている者が行うべ**

百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、
第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法
律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及
び第六十八条並びに次条並びに附則第三条
及び第六条の規定（公布の日
（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰（罰則に関する経過措置）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十
六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。（検討）

附 則（令和三年三月三一日法律第九 号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第五条（鉄道事業法第十九条の三の改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）
（検討）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）
（検討）

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八 号）抄

1

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年四月二八日法律第一八 号）抄

1

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年四月二八日法律第一八 号）抄

1

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年四月二八日法律第一八 号）抄

1

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年四月二八日法律第一八 号）抄

1

第一条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年四月二八日法律第一八 号）抄

1

第一条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年四月二八日法律第一八 号）抄

1

第一条 この法律の施行後に五年を目途とし、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和五年四月二八日法律第一八 号）抄

1

第一条 この法律の施行後に五年を目途とし、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。